

横浜市総合保健医療センター指定管理者公募に関する質問書への回答

横浜市衛生局保健政策課

No.	質 問	回 答
1	応募者提出書類の事業計画書については、「各様式ともに原則としてA4版2枚以内とし・・・」となっておりますが、どうしても納めきれない場合は3枚～4枚位になっても構わないでしょうか。	事業計画書は、各様式ともできるだけA4版2枚以内とし、補足説明資料を別途、参考資料として添付するなどしてください。ただし、やむを得ない場合は、多少の枚数増は構いません。
2	自主事業の実施の項目は、現在の団体が行っている事業を引き続き行う方が良いでしょう。団体の自主事業はどのようなものでしょうか。	自主事業につきましては、「業務の基準」第3-7に基づき、応募者の自由な提案を行っていただくもので、現管理受託者が行う自主事業に拘束されるものではありません。 なお、現行では、運動を通じて生活習慣病を予防し、介護の必要な状態にならないように支援する「シニアフィットネス事業」などを自主事業として行っています。
3	1階喫煙室付近のスペースを自主事業としてのスペースは確保できますでしょうか。	消防法等の関係法令の基準を満たし、指定管理業務に支障を来たすことがない範囲内であれば、自主事業のスペースを確保することはできます。ただし、改修等に伴う経費は、指定管理者の負担となり、指定期間が終了する際には原状復帰することを原則とします。
4	4階会議室・図書室等のスペースは最小限確保し、他の自主事業として利用できますでしょうか。	No.3の回答に同じ
5	維持管理に関して、管理業務委託をしている業者は平成18年7月1日からは競争入札に基づいて業者の変更もありえますが、その方向で考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	建物・機器、備品等は横浜市からの無償貸与でよろしいのでしょうか。	建物・機器、備品等は横浜市の行政財産であり、指定管理業務で使用する場合は無償です。備品等は、横浜市からの指定管理経費により新たに購入した場合は、横浜市の所有に属します。
7	その他の業務の横浜市が実施する業務への協力とはどのような業務でしょうか。	災害等により防災拠点として市側の施設利用が発生する場合などが考えられます。 なお、市側の理由により利用料金収入の減額が

		生じた場合には、原則として市が補償を行います。
8	法人登記簿謄本の原本は1部でよろしいでしょうか。又製本していない原紙に綴じればよろしいでしょうか。	原本1部は原紙として綴じていただき、ファイリングする10部はコピーとしてください。
9	納税証明書の原本は1部でよろしいでしょうか。又製本していない原紙に綴じればよろしいでしょうか。	No.8の回答に同じ
10	認知症・精神障害者以外の法人・個人の健康診断等の事業はセンターの理念に基づくと可能でしょうか。	横浜市総合保健医療センター条例第1条にあるように、「要援護者に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図る」ために行うもので、第2条各号に定める事業として位置付けられれば、可能と考えます。
11	センター内にレストランがありますが、この事業は考慮する必要はありませんでしょうか。	現行では、センターの近隣に飲食店等が少ないことから、利用者及び職員の利便性を図るため、センター内に食堂を設置しておりますが、食堂の運営は、必須業務ではありません。
12	業務収支の内センター運営受託収入は指定管理経費か、又は指定管理経費とセンター運営受託料収入でしょうか。	平成16年度は管理受託制度により施設の管理運営を行っているため、業務収支における「センター運営受託収入」は、横浜市からの管理運営業務委託料ですが、今後、指定管理者による管理に移行した際には、指定管理経費に相当する部分です。
13	指定管理経費以外の市からの受託業務はありますか、あればその業務はどのような業務でしょうか。又その金額はどのような額でしょうか。	平成16年度の管理運営業務以外の委託業務としては、 ・インフルエンザ予防接種業務(227,501円) ・難病患者等短期入所事業委託(72,700円)があります。
14	業務収支の賃借料はどのようなものでしょうか。	医療機器、寝具等、業務用車両、事務用パソコンのリース料などが含まれています。
15	業務収支の特定預金支出は考慮する必要はありませんでしょうか。	必要がない場合には考慮する必要はありませんが、職員の退職給与引当預金支出等を指定管理経費として計上する場合は、その項目を収支予算書の中に明示してください。
16	リース料35,700千円は業務収支のどの項目に入っていますでしょうか。	施設運営費の賃借料に入っています。 ただし、平成17年度当初にMRI・心臓用超音波診断装置を更新(従前は買取り、今回はリー

		ス) しているため、これらの機器のリース料は平成 16 年度の業務収支には含まれておりません。
17	現運営団体の給与規程及び退職金規程をお示し下さい。	職員給与規程（別添資料）のとおりです。 （退職金の規程は職員給与規程の中に含まれています。）
18	下記の各職種ごとの年間給与をお示し下さい。 医師・看護師・准看護師・介護職・事務職・その他の専門職	平成 16 年度決算では次のとおりです。 ・ 医師 ( 135, 023 千円) ・ 看護師 ( 264, 994 千円) ・ 准看護師 該当なし ・ 介護職 ( 121, 357 千円) ・ 事務職 ( 112, 293 千円) ・ その他の専門職 ( 213, 409 千円) ※正規職員・嘱託職員・アルバイトの合計額で、法定福利費は含みません。
19	現職員の再雇用につきまして、平成 18 年 6 月 30 日まで現運営団体の退職金規程とし、平成 18 年 7 月 1 日からは当法人の退職金規程を適用する事よろしいでしょうか。	現職員が平成 18 年 6 月 30 日に現運営団体を退職し、7 月 1 日に新運営団体に雇用される場合は、6 月末までは現運営団体の、7 月以降は新運営団体の退職金規程が適用されます。